対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額 に係る所得又は連結所得の金額の損金算入又は 益金算入に関する明細書

外船舶運航事業者の日本船舶 係る所得又は連結所得の金額 金算入に関する明細書					洁 .		法人名	()
I 日本船舶による収入	金額	に係る所	得又	 には連結所得	骨の金額の抽	員金算入額	又は益:	金算入	.額の計算	,
本船舶・船員 日 平 ・・・ ・ 保計画の認定日		忍定計画			平 •	• 準日 国土	:交通ナ	て臣の	3 平	
							^{忍を受け} 額 の			
日本船舶の名称										
	1	1	・ン	トン	トン	F.3	·	トン	トン	トン
日本船舶の純トン数	5	•	Ť							
(5)のうち1,000トン以下の純トン数	6									
$((6) \times \frac{1}{100} \times 120 \text{ P}) \text{ Z}(\ddagger((6) \times \frac{1}{100} \times 180 \text{ P}))$	7		円	円	円	F	円	円	円	円
(5) のうち1,000トンを超え		ŀ	・ン	トン	トン	F.3	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	トン	トン	トン
10,000トン以下の純トン数	8									
$((8) \times \frac{1}{100} \times 90$ 円) 又は $((8) \times \frac{1}{100} \times 135$ 円)	9		円	円	円	F	円	円	円	円
(5) のうち10,000トンを超え	10	ŀ	・ン	トン	トン	1.3	~	トン	トン	トン
25,000トン以下の純トン数	10		円	円	円	F	円	円	円	円
$((10) \times \frac{1}{100} \times 60 \text{円})$ 又は $((10) \times \frac{1}{100} \times 90 \text{円})$	11									
(5)のうち25,000トン超の純トン数	12	}	、ン	トン	トン	F:	~	トン	トン	トン
$((12) \times \frac{1}{100} \times 30 \text{円})$ 又は $((12) \times \frac{1}{100} \times 45 \text{円})$	13		円	円	円	F	Э	円	円	円
日本船舶の一日当たり利益金額										
(7) + (9) + (11) + (13)	14									
本 船 舶 の 持 分 比 率	15									
本船舶の稼動日数	16		日	日	日	I	Ħ	日	日	日
本船舶の純トン数に応じた利益の金額 (14)×(15)×(16)	17		円	円	円	F	Ч	円	円	円
	入	額又		は益	金 算 /	 入 額	の計	- 算		
本船舶外航事業に係る					円 損 金					円
得又は連結所得の金額 (別表十(四)付表一「25」)	18					(18) — (19)	, hy	20		
本船舶の純トン数に応					益金	第 ク	、 額	0.1		
た利益の金額の合計額 ((17)の合計額)	19					(19) — (18)		21		
Ⅱ 日本船舶・	船員	確保計画	画の言	忍定を取り	消された場)計算		
定 の 取 消 日	22	平		•		認定を取 合の益金		23		円
,			41	- N/6) - 17 - 17	(26の合計)		I I I	h hoko	-1 day
「金 額 事業年度又は連結事業年度	11			₮業に係る テ得の金額	日本船州応じた利	自の 純 ト 益の金額の			金 算(24)-(入 額 (25)
の			24			25			26	
合 平 • 計 平 •				円			円			円
計 平 ・ ・ 額 平 ・										
の 平 ・ ・										
計 平 • • 算 平 • •										
平										
平 平 ·										
平 • •										
合 計										

別表十(四)の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告法人で海上運送法第34条第 2項第3号《日本船舶・船員確保基本方針》に規定 する船舶運航事業者等(以下「船舶運航事業者等」 といいます。)に該当するものが措置法第59条の2 《対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による 収入金額の課税の特例》の規定の適用を受ける場 合又は連結法人で船舶運航事業者等に該当するも のが同法第68条の62の2《対外船舶運航事業を営 む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特 例》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結 法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法 人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「((6)× $\frac{1}{100}$ ×120円)又は((6)× $\frac{1}{100}$ ×180円)7」、「((8)× $\frac{1}{100}$ ×90円)又は((8)× $\frac{1}{100}$ ×135円)9」、「((10)× $\frac{1}{100}$ ×60円)又は((10)× $\frac{1}{100}$ ×90円)11」及び「((12)× $\frac{1}{100}$ ×30円)又は((12)× $\frac{1}{100}$ ×45円)13」の各欄は、当期において海上運送法第38条(課税の特例)に規定する対外船舶運航事業等(以下「対外

船舶運航事業等」といいます。)の用に供した船舶が、同条に規定する日本船舶である場合にはそれぞれ「 $((6) \times \frac{1}{100} \times 120$ 円)」、「 $((8) \times \frac{1}{100} \times 90$ 円)」、「 $((10) \times \frac{1}{100} \times 60$ 円)」及び「 $((12) \times \frac{1}{100} \times 30$ 円)」を適用して計算した金額を、海上運送法第35条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令第12条第4項《報告等》に規定する特定準日本船舶(以下「特定準日本船舶」といいます。)である場合にはそれぞれ「 $((6) \times \frac{1}{100} \times 180$ 円)」、「 $((8) \times \frac{1}{100} \times 135$ 円)」、「 $((10) \times \frac{1}{100} \times 90$ 円)」及び「 $((12) \times \frac{1}{100} \times 45$ 円)」を適用して計算した金額を記載します。

3 「日本船舶の稼働日数16」には、当期において対 外船舶運航事業等の用に供した船舶が特定準日本 船舶である場合には、海上運送法第35条の規定に基 づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令 第12条第4項に規定する確認証に記載された当該特 定準日本船舶に係る同項第3号に掲げる期間の日 数を記載します。